

議案第 57 号

損害賠償請求事件に係る和解について

次のとおり損害賠償請求事件に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

東伯郡北栄町

企業

2 和解の要旨

- (1) 県は、解決金を和解の相手方に支払わないものとする。
- (2) 県は、和解の相手方が地方税法第13条の2第1項に規定する要件を十分に満たすことを確認する前に、繰上徴収に係る納期限変更告知書を和解の相手方に呈示したことを認め、必要のない納期限の変更によって早期に県税の納付を強いたことについて遺憾の意を表すものとする。
- (3) 和解の相手方は、その余の請求をいずれも放棄するものとする。
- (4) 県と和解の相手方は、県と和解の相手方との間には、本件に関し、本件和解条項に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認するものとする。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とするものとする。

3 事件の概要

平成27年10月15日、鳥取県中部県税事務所所属の職員が和解の相手方に対して、地方税法に規定する繰上徴収の要件を満たしているか十分な調査をすることなく繰上徴収を行ったものとして、和解の相手方が慰謝料等として、98,102円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解の理由

鳥取地方裁判所から和解勧告があり、県の主張について一定程度理解を示された内容であることから、これに応じようとするものである。